

〔研究ノート〕

アイルランド自由国の国際社会へのデビュー

——新興弱小国が払った努力と味わった悲哀——

山 本 正

目次

はじめに

Ⅰ. アイルランド自由国の成立

Ⅱ. アメリカ合衆国との外交

1 アメリカ合衆国とアイルランド

2 独立戦争中の「アイルランド共和国」の対米接近—パリ講和会議への期待と失望—

3 アイルランド自由国政権の対米アプローチ—公式承認・公使派遣をめぐる—

Ⅲ. 国際連盟とアイルランド

1 国際連盟

2 アイルランド自由国の国際連盟に対するアプローチ

おわりに

キーワード：アイルランド自由国，イギリス帝国，国際政治，アメリカ合衆国，国際連盟

は じ め に

いまからちょうど100年前の夏に勃発した第一次世界大戦は、「近代」と「現代」を分ける分水嶺となった。それはまた、世界的時代状況としての「帝国主義時代」の終わりの始まりを告げるものでもあった。この戦争に敗北した諸帝国，すなわちドイツ帝国，ハプスブルク（オーストリア＝ハンガリー）帝国，オスマン帝国はいずれも解体を余儀なくされている。他方，戦勝国の側のイギリス，フランス，日本は敗戦国の旧海外領土を委任統治領という形で獲得し，さらにその帝国の規模を拡大したものの，それら帝国でも遠心力が働くようになっていく。すなわち，植民地／従属領においてナショナリズムが勃興し独立運動が高まっていったのである。

こうした新しい時代の到来の中で，その流れに掉さして新たに生まれた国家にアイルランド自由国がある。ただしこの国は，後述するように，あくまでもイギリス帝国／ブリティッシュ・コモンウェルスの自治領，すなわちドミニオンとして生まれたのであって，完全な主権を有する独立国家ではなかった。

それゆえに，この新興国は，真の独立を得るために二つの道を選んでいく。ひとつは，ドミニオンの地位向上＝事実上の主権国家の地位の獲得である。カナダや南アフリカが取っ

たイニシアティヴを、アイルランド自由国が積極的にサポートすることで、これは1926年の帝国会議におけるバルフォア報告書、そして1931年のウェストミンスター憲章によって成就した¹⁾。もうひとつの道が、自らの独立的地位を国際社会に認めてもらい、また自らも国際社会のなかにしかるべき地位を確保することである。しかし、それはけっして容易に達成できることではなかった。では、アイルランド自由国はどのような努力を払い、そしてどのような悲哀を味わったのだろうか。

ここで、わが国のアイルランド史研究について触れるならば、自由国成立後のアイルランドについてはそれほど関心を集めてきたとはいえない。それは、かつてわが国のアイルランド史研究がもっぱらアイリッシュ・ナショナリズムへの関心からなされていたことと関わる。そこでは、イギリスによる支配・抑圧、それに対するアイルランド民族の不撓不屈の抵抗に関わる問題やトピックが重視された。ということは、不完全ながらも一応の独立を達成した自由国成立以後についてはあまり関心が払われないということになる。じっさい、せいぜいデ＝ヴァレラ政権による事実上の共和国化を目指した1937年のエール憲法制定や、第二次世界大戦中の中立政策の貫徹などが注目されるだけである。これらは不完全な独立状態を脱すべく、イギリス支配の「遺制」を払拭し、完全なる独立主権国家をめざす動きだったからこそ光が当てられたのだといえよう²⁾。

他方、イギリス帝国＝コモンウェルス史というコンテクストのなかにアイルランドを置く歴史研究においても、イギリス本国もしくはイギリス帝国にとって問題（厄介な存在）であった時代のアイルランドは取り上げられるものの、ドミニオン³⁾の地位を与えて「厄介払い」をしたあとのアイルランドへの関心は低かった。このことは、これまでのところわが国における近現代イギリス帝国＝コモンウェルス史研究の集大成と言うべきミネルヴァ書房刊のシリーズ『イギリス帝国と20世紀』に顕著であり、アイルランドが取り上げられているのは独立戦争までである³⁾。2012年に公刊された小川浩之『英連邦』でも、1949年のアイルランドのコモンウェルス脱退については小見出しつきでやや詳しく述べられている⁴⁾のに対して、ドミニオン時代のアイルランドについては、バルフォア報告書とウェストミンスター憲章に関する箇所⁵⁾で、わずかにアイルランド自由国の名が挙げられているにすぎない⁵⁾。

では、英語文献においてはどうかであろうか。アイルランド自国史研究では、自由国成立

1) これについては拙稿『『家族』と『鬼子』—ブリティッシュ・コモンウェルスのなかの自治領アイルランド』山本正・細川道久編『コモンウェルスとは何か—ポスト帝国時代のソフトパワー—』ミネルヴァ書房、2014年6月、第2章所収を参照のこと。

2) たとえば、堀越智『アイルランド民族運動の歴史』三省堂、1979年、第Ⅲ部「現代アイルランド」、松浦高嶺・上野格編『世界現代史18 イギリス現代史』山川出版社、1992年、第2部「アイルランド」(上野格)の第3章「アイルランド自由国から共和国へ」をみよ。

3) 秋田茂、木村和男、佐々木雄太、北川勝彦、木畑洋一編『イギリス帝国と20世紀』全5巻、2004～2009年。なお第5巻では森あずさにより北アイルランド問題が取り上げられている。

4) 小川前掲書、142～143頁。

5) 前掲書、71、74頁。

以降の時代が対象になると、国内史が圧倒的なウェイトを占めるようになる。このことは、偏狭なナショナリズムを排して客観性・実証性を重視する立場に立つT・W・ムーディの構想により編纂された『新アイルランド史』*A New History of Ireland* 全10巻のなかで、1921年から1984年までを扱った第7巻⁶⁾がよく示している。

このように、これまでのアイルランド史では、アイルランド一国史の文脈でも、イギリス帝国＝コモンウェルス史の文脈においても、自由国の成立はひとまずのゴール到達とみなされてきたということができよう。しかし、近現代の国際政治体制、すなわち主権国家のみを行為主体とする主権国家体制のもとでは、独立の達成はその国にとっての出発点にすぎないはずである。

本稿では、「現代」という世界史における新たな時代がまさに始まるときに産声を上げた新興の小国アイルランド自由国が、自らの独立的地位を国際社会に認めてもらい、また自らも国際社会のなかにしかるべき地位を確保するという目的に向けて払った努力とそのさいに味わった悲哀を振り返る。ひいては、これをもって「現代」国際政治体制の現実の一端を照射したい。

I. アイルランド自由国の成立

ドミニオンとしてのアイルランド自由国は1922年12月の憲法制定によって正式に発足するが、そこに至るまでには紆余曲折があった。

アイルランド自由国はアイルランド・ナショナリズムの産物であるが、その成立への過程を語るには、1916年4月のイースター蜂起から始めるべきであろう。アイルランド共和国樹立を目的としたこの蜂起は失敗に終わるものの、アイルランド・ナショナリズムの歴史における重要な転換点となった。それまでアイルランド・ナショナリズムの主流は立憲ナショナリズムであり、それを代表したのがアイルランド議会党（国民党）であった。そして、ウェストミンスター議会の庶民院でキャスティング・ヴォートを握ったジョン・レドモンド率いる同党は、イギリスの自由党アスキス政権に要求して、「アイルランド自治法」⁷⁾—施行は大戦後に延期となったが—を獲得していたのである。

そのため、蜂起そのものは一部の過激派集団による跳ね返りの行動として、総じてダブリン市民からも冷ややかに捉えられていた。問題は、そのあとの、蜂起首謀者に対するイギリス当局の姿勢にある。その性急かつ過酷な措置⁸⁾が、アイルランド有権者の心情を根底から覆したのである。それまで、ウェストミンスターの庶民院でアイルランド105選挙区（議席）のうち80議席前後を占めてきた立憲ナショナリズムのアイルランド議会党は、

6) Hill, J. R. (ed.), *A New History of Ireland VII: Ireland, 1921-84*, Oxford: Oxford University Press, 2003 の目次を参照のこと。

7) その条文は Curtis, E. and R. B. McDowell (eds.), *Irish Historical Documents 1172-1922* (London: Methuen & Co, 1943, rep. 1977) pp. 292-297.

8) 駐アイルランド・イギリス軍司令官マクスウェルは即決裁判を行い、パトリック・ピアーズ、ジェイムズ・コノリーをはじめ15名の首謀者を次々と処刑した。

1918年12月の総選挙ではわずか6議席と大敗を喫した。かわりに、73議席へと急進したのが、イギリスからの完全独立を求める戦闘的ナショナリズムを体現することになったシン・フェイン党⁹⁾ がある。もっとも、シン・フェイン党はウェストミンスター議会への出席をボイコットし、ダブリンに自前のアイルランド議会 (Dail Eireann) を開催する。とともに、同党と連携するIRAら武装組織が、対英独立戦争へと突き進んでいき、ゲリラ戦を展開していった。

もっとも、対英独立戦争で、アイルランドの独立が達成されたわけではない。ロイド・ジョージ首相率いるイギリス政府側も、第一次世界大戦に従軍した退役兵士—その制服にちなんで「ブラック・アンド・タンズ」と呼ばれた—や退役将校を投入し、一般市民を巻き込む泥沼の戦いが展開された。1919年に始まるこの戦争は21年になると膠着状態に陥り、7月に休戦協定が成立した後、ロンドンで、アイルランド独立勢力とイギリス政府との講和交渉が行われることになった。その結果、1921年12月6日、イギリス王を元首とし、カナダ、オーストラリアなどと同等のドミニオンの地位を有するアイルランド自由国の成立を認める—ただし、連合王国残留を望むユニオニストが多数を握るアルスタ地方6県にはアイルランドからの離脱権が与えられた—イギリス・アイルランド間の講和条約 (以下、英愛条約と記す) が両交渉団の間で締結されるのである¹⁰⁾。

しかし、この条約締結は、アイルランド独立勢力を二分することになる。交渉団を率いてロンドンでの厳しい交渉に臨んだアーサー・グリフィスやマイケル・コリンズは、アイルランドに戻って、ドミニオンの地位での対英講和やむなしと主張した。これに対して、独立勢力の事実上のトップでありながら、みずからはロンドンでの講和交渉には臨まなかったイーモン・デヴァレラは、あくまでも完全独立の共和制国家樹立に固執したのである。独立勢力が樹立していた議会では議論が紛糾したが、1922年1月7日に64票対57票とわずかな票差で条約は批准された。

だが、グリフィスやコリンズが率いることになった暫定政府に対して、デヴァレラら英愛条約拒否の共和派は武力闘争を開始し、ここに、対英独立戦争以上の犠牲と破壊を生むことになるアイルランド内戦が勃発することになる。内戦は結局、1923年5月にデヴァレラ側の事実上の敗北に終わったが、暫定政府側の人的損失も大きかった。すなわち、1922年8月に疲弊したグリフィスは病死し、コリンズは共和派の襲撃を受けて戦死するのである。二人のリーダーを失った後、ウィリアム・トマス・コスグレーヴに率いられることになった暫定政府は、内戦中にその地歩を固める重要な手続きを進めていった。憲法の

9) ただし、本来のシン・フェイン党は、1867年のアウスグライヒ (ハプスブルク帝国のオーストリア・ハンガリー二重君主国化) に範をとるイギリス・アイルランドの二重王国体制を理想とするアーサー・グリフィスが結成した、穏健な小組織であり、イースター蜂起とは無関係であった。それが1917年に再編され、反英的戦闘ナショナリズムの党に変質したのである。

10) 講和条約は全18条からなる。条文は、R. Fanning et. al. (eds), *Documents on Irish Foreign Policy, vol. II: 1923-1926* (Dublin: Royal Irish Academy, 2000), Appendix 3, pp. 567-571, または、http://www.nationalarchives.ie/topics/anglo_irish/dfaexhib2.html

制定である。英愛条約を前提とする憲法案はコリンズ存命中の1922年6月に発表され、10月25日にアイルランド議会で承認、12月5日にはイギリス（ウェストミンスター議会）によっても批准された。こうして全83条からなるアイルランド自由国憲法¹¹⁾が制定され、アイルランド自由国は正式に発足するのである¹²⁾。

イギリスと講和し、共和派との内戦を制した自由国政府にとっても、ドミニオンという地位は決して自ら望んだものではなかった。むしろイギリスから押し付けられたものと言ってよい。それだけに、コスグレーヴ政権は残存する共和派からの脅威のなかで自らの正当性を訴えるためにも、国家としてアイルランド自由国を国際社会に認知してもらう必要があったのである。

次章以下では、そのためにアイルランド自由国が払った努力と、それを通じて味わった悲哀とを、対米外交と国際連盟外交に焦点をあててみていくことにする。

II. アメリカ合衆国との外交

1 アメリカ合衆国とアイルランド

19世紀以来のモンロー主義に立ち当初中立の立場を維持していたが、戦争末期の1917年4月に連合側にとって参戦し、第一次世界大戦終結に決定的な役割を果たしたアメリカ合衆国は、その国際的地位を飛躍的に高めた。大戦後のパリ講和会議を主導したのは連合国のなかでも米英仏3か国の首脳であったが、なかでも合衆国大統領ウッドロウ・ウィルソンのイニシアティブは周知のところであろう。しかも、大戦前にすでに世界第一位の経済大国にのし上がっていた合衆国は、戦争を通して債務国に転落したイギリスに代わり、債権国になっていた。このような大国アメリカと外交関係を結ぶことができれば、アイルランド自由国の国家としての地位を国際社会に大いにアピールできることになる。

しかも、アイルランドにとってアメリカは単なる大国ではなかった。移民を通じて歴史的にきわめて縁の強い国だったのである。

アイルランドからアメリカ合衆国への大量移民の引き金を引いたのは、1840年代後半のジャガイモ飢饉であった。19世紀前半に800万人にまで人口が増えていたアイルランドはジャガイモの立枯れ病に襲われる。1845年から3年連続でジャガイモの収穫がほとんどできなくなった。住み家である貧弱な小屋の周りのわずかな庭でも栽培でき、栄養的にも申し分ないジャガイモに全面依存していた零細な小屋住農はその直撃を受けた。飢餓とそれに伴う疫病によって、1840年代末までに100万人以上が死亡し、さらに100万人以上がアイルランドを去ったのである¹³⁾。

11) アイルランド自由国憲法は、<http://www.irishstatutebook.ie/1922/en/act/pub/0001/print.html> で全条文を見ることができる。

12) 講和条約から自由国憲法制定までは、Knirk, J. K., *Imaging Ireland's Independence: The Dabates over the Anglo-Irish Treaty of 1921*, Lanham, US and Plymouth, UK: The Rowman and Littlefield Publishers, 2006, pp. 175-182.

13) 川北稔編『新版世界各国史11 イギリス史』山川出版社、1998年、第11章「イギリス史におけるア

その多くが渡っていったのがアメリカ合衆国である。かれらは都市に定住し、建設労働者や不熟練工場労働者として、アメリカ産業社会の底辺に入り込んでいった。カトリックでもあったことからプロテスタント的アメリカ社会のなかでさまざまな差別を被った。しかし、アイルランド系は英語が使える、団結心にも強かったので、都市社会の中で熟練工や事務職、専門職に就くなど社会的上昇を遂げていった。そして1880年ころには、都市の行政や政治で支配的な存在になっていく¹⁴⁾。さらに20世紀初頭までには合衆国全土でアイルランド系は州政府レベルにまで進出するのである¹⁵⁾。

このように、19世紀後半期を通じて、アイルランド系移民とその子孫はアメリカ社会のなかで着実に地歩を固め、影響力をつけていった。かれらはアイルランドの独立勢力にとって重要な海外における支持基盤かつ資金源となっていくのである。

とはいえ、そのことは、アメリカ政府がアイルランドの独立派に対して同情的であったことを決して意味しない。そのことは、以下に見るように、独立戦争中の「アイルランド共和国」に対するパリ講和会議での態度に端的に示されている。

2 独立戦争中の「アイルランド共和国」の対米接近—パリ講和会議への期待と失望—

周知のように、第一次世界大戦末期の1918年1月に打ち出されたアメリカ合衆国大統領ウィルソンの14か条の講和原則には民族自決の原則が含まれていた。その第5条は次のように謳う。

主権にかかわる諸問題の決着に際しての、当該住民の諸利害がその権原を問われている政府の有する衡平法上の諸要求と同等の重みをもつべしとの原則の厳守を前提とした、植民地に関わるすべての権利請求の、自由で偏見のない、かつ完全に公平な調整¹⁶⁾

この14か条講和原則第5条に含まれる民族自決の原則は帝国主義的支配下に置かれ、独立を希求する植民地の人々に希望を与えるものであった。たとえば、当時上海に拠点を置いていた大韓民国臨時政府の代表、金奎植は、朝鮮半島の日本植民地支配からの独立の希望をそこにみて、パリ講和会議にアプローチしている。しかしながら、民族自決原則がじっさいに適用されたのは旧ハプスブルク帝国（オーストリア・ハンガリー二重君主国）領のみであり、オスマン帝国領やドイツの旧海外植民地は委任統治領として英仏日豪など戦勝

イルランド」(山本正), 444-445頁。

14) 野村達朗『「民族」で読むアメリカ』講談社, 1992年, 88-92頁。

15) カービー・ミラー, ポール・ワグナー(茂木健訳)『アイルランドからアメリカへ—700万アイルランド人移民の物語—』1998年, 第5章「泡立つ大樽」(103-119頁), とりわけ116頁。

16) 原文(英文)は, A free, open-minded, and absolutely impartial adjustment of all colonial claims, based upon a strict observance of the principle that in determining all such questions of sovereignty the interests of the populations concerned must have equal weight with the equitable claims of the government whose title is to be determined. 原文は以下でみられる。http://aboutusa.japan.usembassy.gov/e/jusa-majordocs-fourteenpoints.html

国の統治下におかれたことも周知の事実である。要するにアジア・アフリカには民族自決原則は適用されなかった。大韓民国臨時政府代表の金奎植も講和会議では全く相手にされることがなかったのである¹⁷⁾。

ヨーロッパでも同じような悲哀を味わったのが、じつは対英独立戦争のさなかにあったアイルランド共和派である。かれらもまたウィルソンの14か条にある民族自決の原則に期待を込めて、独立国としてアイルランドの国際連盟加盟を訴えるために講和会議に代表団を派遣した。しかしアメリカ大統領ウィルソンが示したのはけんもほろろの態度であった。かれはアイルランドからの派遣団に会おうとすらしなかったのである¹⁸⁾。

またウィルソン起草の国際連盟規約¹⁹⁾ 第10条もアイルランド共和派を失望させるものであった。国際連盟規約第10条はこのように謳う。

連盟国は、連盟各国の領土保全及現在の政治的独立を尊重し、且外部からの侵略に対し之を擁護することを約す。上侵略の場合又は其の脅威若は危険ある場合に於ては、連盟理事会は、本条の義務を履行すべき手段を具申すべし²⁰⁾

問題は「連盟各国の領土保全及現在の政治的独立を尊重し」の部分である。これだとイギリス帝国の領土は保全されるとともに、未だ達成されていない「アイルランド共和国」の政治的独立は尊重されない。要するに民族自決の原則を打ち出したウィルソン大統領にとっても、アイルランドの民族自決よりは大国イギリスとの良好な関係を維持する方がはるかに重要な課題だったのである。

1920年の大統領選挙で共和党は民主党から政権を奪回し、ハーディング、クーリッジ、フーヴァーの三代12年にわたる共和党政権時代を迎える。アイルランド自由国政府がアプローチするのもこの共和党政権に対してである。では自由国政府はどのようにアプローチし、これに対してアメリカ共和党政権はどのように対応したのだろうか。

3 アイルランド自由国政権の対米アプローチ—公式承認・公使派遣をめぐる—

1922年12月にアイルランド自由国が正式に成立すると、コスグレーヴ行政評議会議長（首相）はただちに国家樹立をアメリカに通告した。アメリカもこれに対して友好の意を表したメッセージを返して事実上は承認している²¹⁾。しかし、それはあくまでも「事実上」

17) 『朝鮮を知る事典』平凡社、1986年、「金奎植」の項（執筆者：水野直樹）

18) Knirck, *op. cit.*, pp. 64-65.

19) 連盟規約は、Kennedy, M., *Ireland and the League of Nations, 1919-1946: International Relations, Diplomacy and Politics*, Blackrock: Irish Academic Press, 1996, appendix 1, pp. 258-265. 日本語での規約条文は、篠原初枝『国際連盟—世界平和への夢と挫折—』中央公論新社、2010年、付録（279-285頁）参照のこと。

20) Kennedy. *op. cit.*, pp. 260-261, 篠原前掲書、281-282頁。引用は篠原前掲書によるが、一部変更した。

21) Whelan, B., *United States Foreign Policy and Ireland: From Empire to Independence. 1913-29*, Dublin: Four Courts Press, 2006, p. 398.

であって、アメリカが自由国を公式に承認し、駐米公使を受け入れて、米愛間に正式な外交関係が成立するのは1924年6月になってのこと。自由国発足からじつに1年半もかかっているのである。

これには、1923年中に英米両国で起こった偶発的な出来事が妨害したという面もあった。イギリスでは、1922年10月に第一次大戦中からの自由党との連立を解消して、単独政権の座についた保守党のボナ・ローが23年5月には健康上の理由で辞職した。あとを継いだボールドウィン首相は失業対策のために関税導入・保護貿易主義を掲げて同年12月に総選挙を断行する。この総選挙で保守党は第1党の地位を確保したものの議席を大きく後退させ、第2党のマクドナルド率いる労働党が初めて政権の座につくのである²²⁾。アメリカでは、ハーディング大統領が1923年8月に急死した。こうした英米両国における政治情勢の不安定が、アイルランド自由国の対米外交関係樹立への妨げとなったことは否めない。

アイルランド側にも弱点があった。すなわち、対米外交関係樹立を推進すべき自由国の対外関係省がきわめて貧弱な官庁であったことである。まったく無の状態から立ち上げられた対外関係省は、人的規模が小さく予算も不足して、しかも行政評議会議長（首相）府への吸収の脅威にさらされ続けるという状況であった²³⁾。そのため対外関係省は、後述する国際連盟加盟と1923年10月に予定されていた帝国会議参加への準備とにまず力を投入せざるを得ず、アメリカによる公式承認獲得という課題は後回しにせざるを得なかったのである²⁴⁾。

だが、アイルランド自由国が対米外交関係を樹立するに際しては、そうした事情以上の、より本質的な問題が存在した。アイルランド自由国は自らの独立性を国際社会に示すために独自の対米外交関係樹立を欲したのであるが、イギリス政府がこれを認めようとしなかったのである。ドミニオンにすぎないアイルランド自由国がアメリカ合衆国によって正式に承認され、公使を受け入れてもらいたいのであれば、それはあくまでもイギリス政府を通じて行うべき事柄である、というのがイギリス政府の立場であった。そして、アメリカ国務省もまた、このイギリス政府の立場を尊重したのである。

そうであれば、アイルランド自由国としては、イギリス政府を通じて事を進めざるを得なかった。英愛条約がカナダと同じドミニオンの地位をアイルランドに保証しており、そのカナダはすでに1920年5月にアメリカ合衆国への公使任命権の保持を宣言していた。アイルランド自由国政府は1924年3月に不本意ながらもこれを根拠に、対米公使派遣の要望を公式にイギリス植民地省に申し入れたのである²⁵⁾。

22) 川北稔編『新版世界各国史11 イギリス史』第9章「福祉国家への道」（木畑洋一）347-8頁、村岡健次、川北稔編著『イギリス近代史〔改訂版〕』ミネルヴァ書房、2003年、第9章「現代イギリスの明暗」（見市雅俊）、245-6頁。

23) Harkness, D., 'Patrick McGilligan: Man of Commonwealth', *Journal of Imperial and Commonwealth History*, Vol. 8, no. 3, 1979, p. 123; Kennedy, M and J. M. Skelly (eds.), *Irish Foreign Policy 1919-1966: From Independence to Internationalism*, Dublin: Four Courts Press, 2000, pp. 21-2.

24) Whelan, *op. cit.*, p. 401.

25) Davis, T. D., 'Diplomacy as Propaganda: The Appointment of T. A. Smiddy as Irish Free State Minister

ところが、イギリス政府内では省間で見解の違いが存在した。すなわち、自由国からの要請を受理した植民地省（ドミニオン・植民地を担当）は、公使派遣というドミニオンの意向に同情的であったのに対して、イギリス帝国の一体性にこだわる外務省が、帝国を対外的に代表するのはあくまでもロンドン政府であって、ドミニオンが独自の対外代表を有することに否定的だったのである。

こうした植民地省と外務省とでの意見の不一致に対して、1923年12月の総選挙で政権の座についていた労働党マクドナルド首相は、アイルランドが独自の代表を有するのを止めることはできないとしながらも、まずドミニオン各国の意見を聞くべきである、との姿勢を示した。では各ドミニオンはどのような反応を示したであろうか。アイルランドに好意的な反応を示したのがカナダと南アフリカ。緊急の問題ではなく、次の帝国会議で議論すればいいとしたのがオーストラリア。帝国の一体性保持が何よりも肝心であるとして、アイルランドの意向を真っ向から否定したのがニュージーランドであった。このように自治領の反応が割れるなかで、結局マクドナルド首相はカウ英外相・外務省スタッフとトマス英植民地相・植民地省スタッフとの間で見解の摺合せをし、1924年6月19日に以下のような合意が成立する。

- ・もっぱらアイルランドにのみ関わる問題はアイルランド公使の管轄下に置かれる
- ・アイルランドの専権か否か不明な問題は、自由国公使と英大使が相談して決裁すべきであり、両者で合意できない場合は、両国政府が相談した後、ロンドンで決裁される
- ・自由国大使がイギリス帝国や他のドミニオンに関わる問題に手出しをしてはならない
- ・自由国公使は英大使・大使館スタッフの助力・助言に浴すことができるが、英大使は自由国公使の行動に責任を負わないし、自由国公使は英大使の管轄にはない
- ・アイルランド専権問題だから、あるいは帝国や他のドミニオンの問題だからといって、自由国公使と英大使が互いに相談しあえないということではない

さらに植民地省と外務省、自由国対外関係省のあいだで最後の詰めが行われ、1924年6月24日にアイルランド自由国政府は、アンソニー・ティモシー・スミッディを駐米公使に任命する。英外務省はこれをアメリカ国務省に通告、国務長官ヒューズが了承して、ここによくアメリカ合衆国とアイルランド自由国のあいだに公式の国交が成立し、自由国は晴れて正式に自前の公使をワシントンに駐在させることができるようになったのである²⁶⁾。

以上を小括してみよう。あくまでもドミニオンにすぎなかった1920年代のアイルランド自由国は、外交自主権を有さず（国際的に認知されず）、イギリス政府を通じてしかアメリカ政府と交渉できなかった。そして、共和党政権下のアメリカのスタンスも民主党ウィルソン政権のそれとかわるところはなかった。すなわち、イギリスと軋轢を起しかねない姿勢・行為は避けたかったのであり、結局小国アイルランドよりも大国イギリスとの関係が優先されたのである。

to the United States', *Eire-Ireland*, Vol. 31, no. 3 & 4, 1996, p. 122; Whelan, *op. cit.*, p. 444..

26) Troy, *op. cit.*, pp. 122-125; Whelan, *op. cit.*, pp. 445-456.

このようにイギリスやアメリカといった大国を相手にした場合、小国アイルランドにはいかんともしがたい国力の差を味わわざるを得なかった。それゆえに小国として国際舞台にしかるべき地位を得たいと考えたのは当然であろう。そして、アイルランド自由国には格好の舞台が用意されていた。すなわち、自由国の成立にやや先行して成立していた、世界史上初の国際機関、国際連盟である。次章では、アイルランド自由国が国際連盟にどのような活路を見出していったかをみていくことにしよう。

Ⅲ．国際連盟とアイルランド

1 国際連盟

第一次世界大戦は、すでにグローバル化していたヨーロッパ世界起源の国際政治秩序—主権国家体制—に画期的な変革をもたらした。すなわち、その悲惨な大戦への反省から、戦後、国際協調、集団的安全保障、戦争違法化を柱とする国際平和構築が企てられたのである。そして、これを実現するために設置されることになったのが国際連盟であった。

国際連盟は、大戦中の1918年1月にアメリカ合衆国大統領ウィルソンが提唱した14か条の講和原則や、大戦後の1918年12月に南アフリカ連邦の政治家でイギリス代表团メンバーのひとりであったスマッツの提言をもとに、パリ講和会議で連盟規約全26条が討議・採決され、設立が決定した国際機関である。すべての加盟国が1票を有する総会と、常任理事国と非常勤理事国で構成される理事会、事務を担当する常設の事務局がジュネーヴに、司法を担当する常設司法裁判所がハーグに置かれることになった。国際連盟の原加盟国は42ヶ国、常任理事国はアメリカ、イギリス、フランス、イタリア、日本の五大国—ただし、周知のようにアメリカは国際連盟には不参加となった—である²⁷⁾。

では、アイルランド自由国にとって国際連盟に関与する意義はどこにあったのだろうか。まずひとつには、国際連盟に関わることによって国際舞台への参加を果たし、かつ国際社会による認知が得られることがある。しかし、それだけではない。国際連盟は、集団的安全保障という考えによって加盟各国の存立を保障すべき機関であったし、連盟総会における一国一票の原則にみられるように、大国の利害だけではなく中小国の声も反映されうる国際政治の舞台でもあった。大国イギリス帝国からの自立を望む小国アイルランド自由国が、自らの存立と発言権を確保しうる場として国際連盟に積極的に関与しようとしたのは当然であった。

2 アイルランド自由国の国際連盟に対するアプローチ

国際連盟の加盟国は原則として独立主権国家であったが、例外的にドミニオンのカナダ、オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカ（ならびに帝国植民地のインド）が原加盟国として認められていた。また国際連盟規約第1条第2項は植民地でも完全な自治を有するものは連盟総会で三分の二以上の多数決を得られれば、国際連盟に加盟できるとされ

27) 篠原前掲書、30-54頁。

ていた。そこで、1921年12月の英愛条約でドミニオンの地位を得、1922年12月の憲法成立により正式に発足したアイルランド自由国も1923年3月から加盟申請手続きに入り、同年9月の連盟総会で満場一致で加盟を承認されたのである²⁸⁾。自由国が国際連盟加盟に積極的だったのは、いうまでもなく、主権国家体制を構成する主体として、その国際政治上の独立した地位を獲得できるからにほかならなかった。

こうして国際連盟加盟を果たしたアイルランドは、国際連盟を通じて自らの国際的地位の向上を図ろうとしていく。まず行ったのが、英愛条約の連盟への登記である。

国際連盟規約第18条は、加盟国が締結する条約や国家間協定は連盟に登録され、公表されてはじめて効力を有することを規定している²⁹⁾。これにもとづきアイルランド自由国は、英愛条約を国際連盟に加盟するイギリスとアイルランド二国間の条約だとして、連盟への登記を図ったのである。アイルランドが主権国家として国際的条約を締結する地位にあることを世界に示すためであった。また、そこには、英愛条約の国際承認によって、自らは同条約にもとづき、かつ同条約反対派を鎮圧して、発足したゲール党コスグレヴ政権の国内における正当性を高めるという意図、さらには、条約によって追認されたといってよいアイルランド南北分割をめぐる問題を国際連盟の場に持ち込む道を開くという思惑もあった。アイルランド自由国政府は1924年7月に英愛条約の登記を申請し、連盟事務局はこれを受理した。

ところが、英愛条約の一方の当事国であり、アイルランドの連盟加盟には異議をはさまなかったイギリス政府が、英愛条約の登記には反対の立場を示すのである。それでも国際連盟重視の労働党マクドナルド政権は、この問題でアイルランドと表だって事を構える気はなかったが、1924年11月に発足した保守党第二次ボールドウィン政権は違っていた。国際連盟においてコモンウェルスはひとつのユニットであり、コモンウェルス内部関係は連盟規約に拘束されない、したがって英愛条約に連盟規約第18条は適用されない、というのが保守党のスタンスだったからである。これに対してアイルランド側は、連盟規約はすべての連盟加盟国に例外なく適用されるべきであると反論した。こうして英愛条約の登記をめぐる、国際連盟を舞台に英愛間の論争となるのであるが、連盟加盟国の大勢はアイルランド側の主張を受け入れ、イギリスの主張には疑問を呈した。結局、イギリスは1925年3月に、これ以上の論争の引き伸ばしは無意味だとして、不承不承ながら矛を収めることになる。こうして英愛条約は国際的地位を確立することになるのであった³⁰⁾。

アイルランド自由国はさらに国際連盟に積極的に関与していく。すなわち非常任理事国入りを目指したのであった。

国際連盟理事会は英仏伊日四大国の常任理事国と非常任理事国で構成された。非常任理事国の数は当初4か国であったが、1923年には6か国、さらに1926年には9か国に増加される。非常任理事国の任期は3年とされ、毎年3か国ずつが改選されることになった。こ

28) Kennedy, *op. cit.*, ch. 1 'From Application to Admission, 1919-23', pp. 18-42, 篠原, 前掲書, 93頁。

29) Kennedy, *op. cit.*, p. 263, 篠原前掲書, 284-285頁。

30) Kennedy, *op. cit.*, ch. 2 'Learning the Ropes, Tying up Loose Threads', pp. 43-72.

の1926年時の増加にはドイツの常任理事国としての国際連盟加盟と常任理事国入りが関わっている³¹⁾。

1926年9月14日、アイルランド自由国政府は、非常任理事国選挙に出馬の意向を表明する。イギリス政府や、南アフリカ連邦を除くドミニオン諸国が難色を示すにもかかわらず、である。もっとも、このときは、アイルランドは当選を期待して立ったのではない。小国として、そしてドミニオンを代表するのではなく連盟総会を代表して立候補すること、さらに国力に関係なく連盟加盟国は対等であることを示すところに意義があるという考えにもとづく行動であった³²⁾。

1927年の非常任理事国改選時には、アイルランドはカナダに立候補を促し、カナダが立たないのであれば自国が立つという姿勢を示した。これは、イギリス外相オースティン・チェンバレンが、イギリスとドミニオン諸国との対等を謳った前年（1926）年のバルフォア報告書の精神に反して、なお連盟理事会でドミニオンを代表するのはイギリス政府であるという発言に反発してのことであった。このときカナダは当選し、ドミニオンとしてはじめて非常勤理事国入りしている³³⁾。

アイルランド自由国は、カナダの後釜を狙い、3年後の1930年の改選に狙いを定めて非常任理事国入りへの布石を打っていった。たとえば、常設国際司法裁判所の権威強化を狙って、イギリスをはじめ大国の嫌う国際法の成文化を強く主張した。そこには、イギリス帝国・コモンウェルス最高裁にあたる枢密院司法委員会よりも上位の法廷として常設国際司法裁判所を確保したいという思惑もあった。あるいは、海軍軍縮会議の早期開催の訴えもそうである。こうして、1930年にアイルランド自由国は、カナダの後釜だが、ドミニオン代表としてではなく、あくまでも小国の代表だという姿勢で、非常任理事国選挙に立候補し、当選を果たすのである³⁴⁾。

もっとも、皮肉なことにアイルランドがついに非常任理事国入りを果たしてから1930年代の国際連盟は、周知のようにその権威と能力を急速に低下させていった。日本の満州侵略、ドイツのヴェルサイユ条約破棄と再軍備、イタリアによるエチオピア侵略・併合のいずれにも有効な手を打つことができず、ついには第二次世界大戦の勃発を許してしまう。第一次世界大戦という悲劇を繰り返さないために設けられたはずの国際機関が、それ以上の犠牲を伴う大戦を阻止できなかったのである。小国の安全を保障してくれる組織として、そして小国の矜持を示す場として、国際連盟に期待をかけたアイルランド自由国の思いは裏切られることになったのである。

31) Kennedy, *op. cit.*, p. 80, 篠原前掲書, 95-99頁。篠原によると、この措置は、ドイツが常任理事国になれるのであれば、自国にもその資格があると主張するポーランド、ブラジル、スペインを事実上恒常的な非常任理事国になれるようにするための妥協案であった。ポーランドはこれに同意するが、ブラジルとスペインは拒否し、連盟脱退を通告する。スペインはのちに通告を取り下げたが、ブラジルは連盟を去った。

32) Kennedy, *op. cit.*, pp. 81-87.

33) *Ibid.*, pp. 96-99.

34) *Ibid.*, pp. 101-128.

お わ り に

以上、第一次世界大戦後に、ドミニオン（イギリス帝国内自治領）という中途半端な「独立」を獲得したアイルランド自由国が、国家として国際社会に認知してもらおうとして払った努力と、それを通じて味わった悲哀とを、1920年代の対米外交と国際連盟外交に焦点をあててみてきた。ここにあらためて、その概略を記しておこう。

第一次世界大戦をつうじて国際社会の桧舞台に躍り出てきた大国アメリカ合衆国との外交関係締結は、新興の小国アイルランドが国際社会から独立国家と認知されるうえで重要な梃子になりえた。そのアメリカは19世紀以来、移民を通じてアイルランドとのつながりの深い国であった。しかしながら、アメリカがアイルランドとの外交関係とその公使の受け入れを正式に認めるまでには紆余曲折を経なければならなかったのである。その最大の理由は、アイルランド自由国がまさにドミニオンであったからにはほかならない。イギリス政府は、アイルランドの外交自主権を認めず、その対外関係構築はロンドンを通じてのみ可能という姿勢であった。そして、アメリカ合衆国政府もまたこれを尊重した。アメリカにとっては、弱小国アイルランドよりも強大国イギリスとの関係の方がはるかに重要であったということである。結局アイルランド自由国はイギリス政府に膝を屈してはじめて、アメリカとの正式な外交関係を結ぶことができたのであった。

一方、国際連盟を舞台としたアイルランドの存在主張は、より順調に進んだように見える。ドミニオンとして国際連盟加盟を果たし、イギリスの反対にもかかわらず英愛講和条約を国際条約として連盟に登録させ、同じドミニオンであるカナダの非常任理事国入りをバックアップし、1930年にはついには自らの非常任理事国入りを達成したのである。しかしながら、独立国として国際社会の認知を得られる場としてのみならず、小国の安全を保障してくれる組織としても期待をかけていた国際連盟は、皮肉なことにアイルランド自由国が非常任理事国入りを果たして以降、急速にその無力さを露呈していった。日本による満州侵略を皮切りとするファシズム国家（日・独・伊）とコミニズムのソ連の対外侵略行動に国際連盟はなすすべがなかったのである。アイルランドが国際連盟にかけた期待は見事に裏切られたのであった。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

いうまでもなくこれは、わが「日本国憲法」の前文の一節である。第二次世界大戦後、平

和國家として再出発したわが國の理念がそこには謳われている。しかし、この条文は、主語さえ入れ替えれば、イギリスとの、そしてかつての仲間同士での血みどろの戦いの末に、ドミニオンという、はなはだ中途半端な私たちの独立を手にした1920年代のアイルランド自由國の、眞の独立への思いを綴った文章になるといっても過言ではあるまい。